

墨田区導入促進基本計画

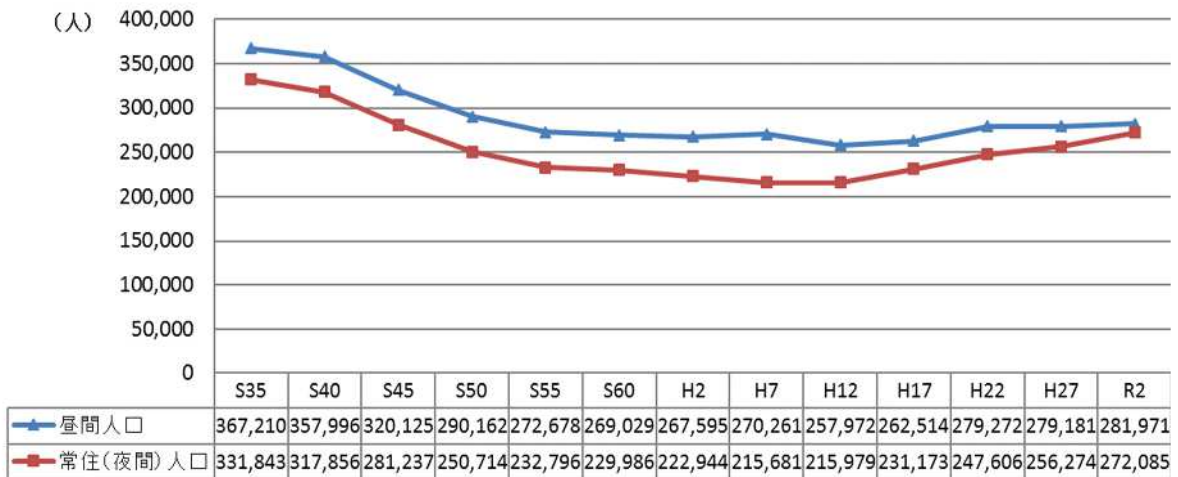
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 墨田区の人口構造

本区の人口は、1995(平成7)年までは減少傾向が続いていたが、その後、都心回帰等を背景に増加に転じ、東京メトロ半蔵門線の全面開通による利便性の向上や、区内の主要駅を中心に集合住宅の建設が進んだこと等により転入者が増加し、2020年(令和2年)国勢調査による区の人口は272,085人であった。国全体では人口減少が進んでいるが、東京一極集中が継続する中、転入超過によって増加傾向で推移している。(図表1)

図表1 区の常住(夜間)人口と昼間人口の推移

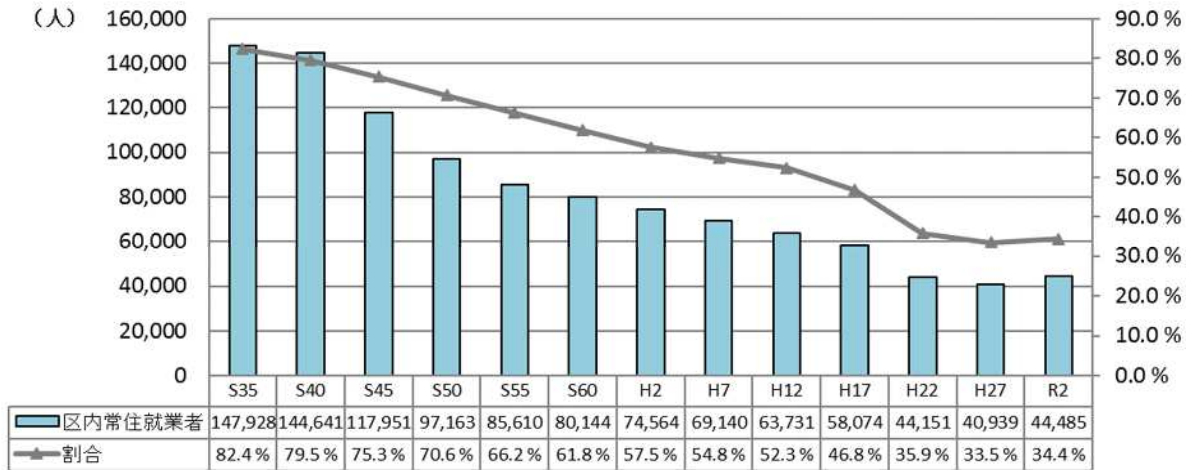


(国勢調査報告による)

第2期墨田区総合戦略人口ビジョン(2022(令和4)年3月)における人口推計では、本区の総人口は、2030(令和12)年に約289,000人でピークを迎え、その後減少していく見込みである。

一方で、事業所数及び従業者数は、長期的には減少傾向にある。区内常住者に占める区内就業者数の割合は、昭和35年には8割を超えていたが、区内工場の減少等によって減少した結果、令和2年国勢調査の結果では約3割となっている(図表2)。

図表2 区内常住者に占める区内就業者数と割合の推移



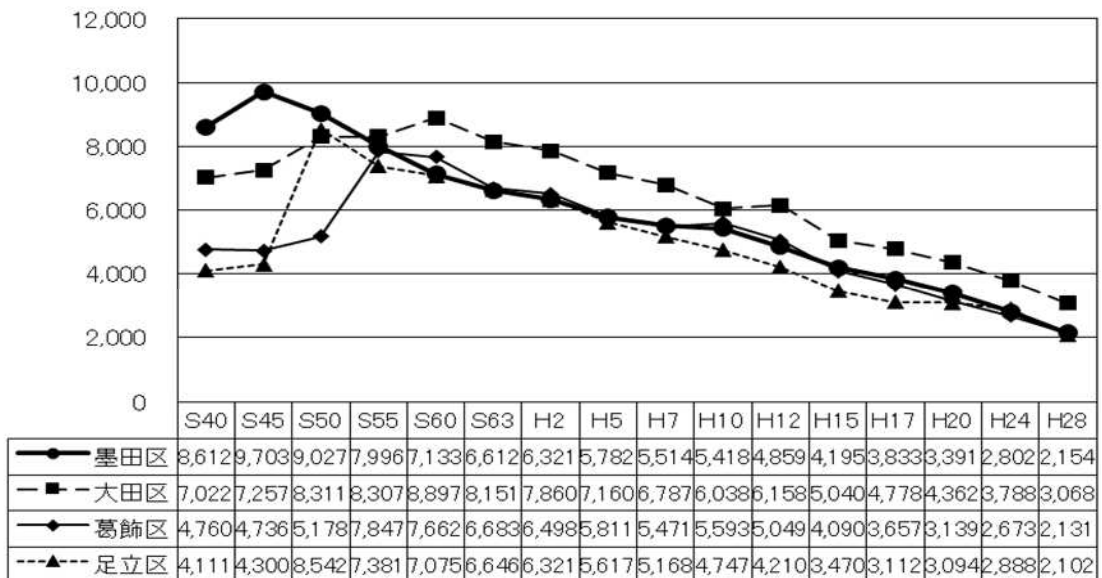
(国勢調査報告による)

### イ 墨田区の産業の概要

江戸初期に職人や商人が移り住み始め、明治・大正にかけての殖産興業政策により、皮革、メリヤス、車両、時計、石けん、ゴム、ビール、印刷など、日用雑貨関連の軍需軍装品を中心とした近代工業の集積地となった。

その後、関東大震災や東京大空襲の災禍からも力強く復興し、戦後、日本の高度経済成長とともに、中小零細企業の「ものづくりのまち」として発展してきた。しかし、区内の製造業は昭和45年(1970年)の9,703事業所をピークに、減少し続けており、平成28年にはピーク時の4分の1を下回っている。(図表3)

図表3 主要区における製造業の事業所数の推移

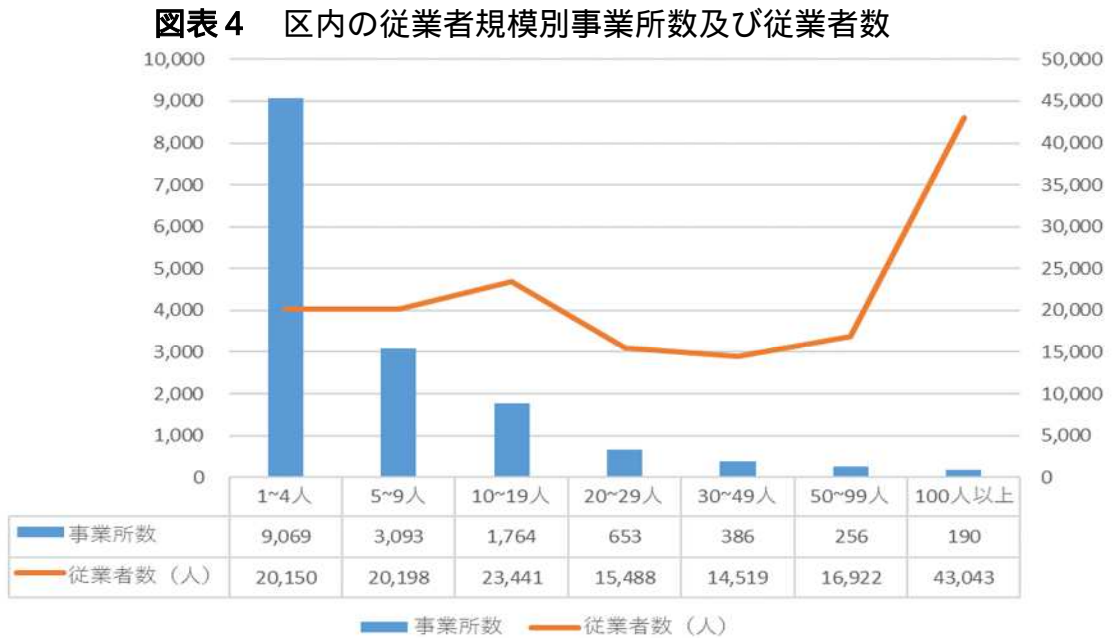


(工業統計調査及び経済センサス-活動調査(東京都独自集計))

産業大分類別事業所数(平成28年経済センサス-活動調査)は、卸売業・小売業が最も多く4,197事業所、次いで製造業が3,129事業所、宿泊業・飲食サービス業が1,990事業所となっている。

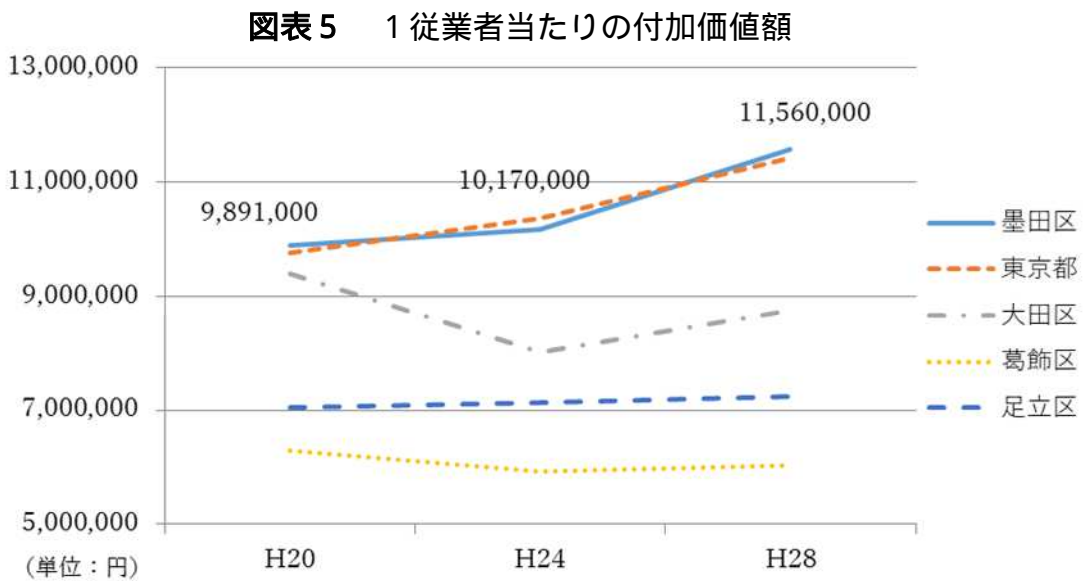
## ウ 墨田区の中小企業者の特徴及び課題

従業者規模別の事業所数をみると、従業者1～4人の事業所数が9,069事業所と最も多い。一方、100人以上の事業所は非常に少なく、およそ8割が9人以下の事業所である。(図表4)



(平成28年経済センサス - 活動調査(東京都独自集計))

製造業の従業者一人あたりの付加価値額は、本区と同じく製造業が多い他区と比較し、高い数値を維持している。また、東京都全体と比較しても同等の水準を保っている。将来的に、この水準を維持・向上していく必要がある。(図表5)



(工業統計調査及び経済センサス - 活動調査(東京都独自集計))

以上のように、本区の中小企業の労働生産性を向上させるためには、中小企業が所有している設備を生産性の高い設備へと一新させるとともに、それらの設備を十分に活用できる人材を育成することが必要である。

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展、中小企業の経営安定化を目指す。計画期間中に60件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。(5年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性向上の目標伸び率は15%以上、3年間の計画の場合、3年後までの目標伸び率は9%以上、4年間の計画の場合、4年後までの目標伸び率は12%以上とすることとする。)

## 2 先端設備等の種類

本区の産業は、製造業、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業等と多岐にわたり、すべての業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本区の産業は、13.77 km<sup>2</sup>の狭小な地域の全域にわたって立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本区の全域とする。

### (2) 対象業種・事業

生産性向上を目指す事業者の多様な取組を促すため、本計画の対象業種・事業は、全ての業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画を申請する事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であることとする。また、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、認定の対象としない。

- (1) 雇用の安定に配慮し、人員削減を目的として先端設備等を導入するものではないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 関係法令及び墨田区の条例等を遵守すること。
- (4) 環境に配慮し、健全な地域経済の発展に配慮していること。